

令和8年度

# 学校危機管理マニュアル

07 板橋区志村第六小学校

## 目 次

### 1. 生活安全

- (1)不審者への緊急対応 在校時における対応
- (2)登下校時における緊急事態発生時の対応
- (3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時の対応
- (4)熱中症対策
- (5)感染症等の発生時の対応

### 2. 交通安全

- (1)学校管理下における交通事故対応について
- (2)学校管理下以外における交通事故対応について

### 3. 災害対応

- I 「東海地震に関連する情報」の概要
- II 東海地震「警戒宣言」発令時の対応

### 4. 巨大地震(震度5弱以上)が発生した場合の対応

- I 巨大地震が発生した場合の初期対応
- II 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応行動
  - 1 授業中
  - 2 放課後・登下校時
  - 3 校外学習・遠足・移動教室等の時
  - 4 児童の引き渡し
  - 5 震度4強以下の対応

### 5. 風水害への対応

- I 台風接近時の対応
- II 水防警報について
- III 水防警報発令時の対応

### 6. 火災発生時の対応

- I 校舎内で火災が発生した場合
- II 近隣家屋で火災が発生した場合
- III 児童引き渡しを行う場合

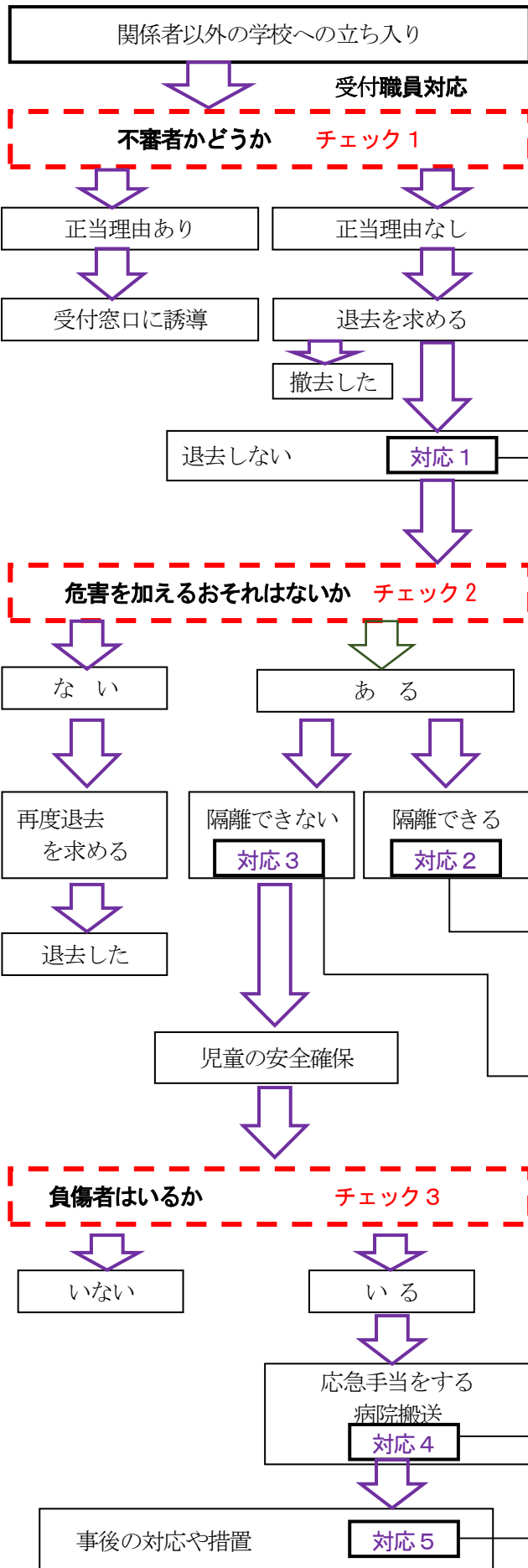
# 1. 生活安全

## (1) 不審者対応・在校時における対応

初期の対応

緊急事態発生時の対応

事後の対応



### チェック1

- 見分ける
  - 来校者札を付けているか
  - 受付職員を無視、不審な行動はないか
- 声をかけて、用件を尋ねる
  - 用件を答えられるか
  - 子どもの学年・組・氏名は
  - 不自然な場所に行こうとしないか
  - 凶器や不審な物は持っていないか

### 対応1

- 職員室（副校長）に連絡（電話内線・大声・笛等）
- 副校長と1名教職員（連絡要員）現場急行
- 丁寧な態度・言葉遣いで対応する  
相手から1～1.5m離れる
- 副校長か連絡要員が情報を校長に報告
- 校長が処置方法を判断決定
- 指示と同時に行動  
※校長は現場に行かず、職員室で判断と指示を出す。

### チェック2

- 所持品に目を向ける 刃物 灯油 大きな荷物  
**凶器携帯→すぐに110番通報**
  - 興奮させない 丁寧な対応
  - 手の動きに注意
- 言動に注意、言動意味不明か暴力行為をしようとしていないか

### 対応2

- 過侵入を阻止して多目的室に案内し隔離する
- 警察に通報、校内放送で教室待機指示
- 防衛要員教職員・防具所持して対応
- 区教委へ連絡と支援要請
- 説得を続ける

### 対応3

- 緊急110番器で通報
- 教職員・全校児童へ緊急放送連絡
- 児童の掌握 緊急避難場所への避難誘導
- 防衛要員出勤 不審者の移動阻止

### チェック3

- 負傷者の把握
- 近隣避難者の把握・近隣避難者のけがの把握
- 全員集合させ、けがの把握

### 対応4

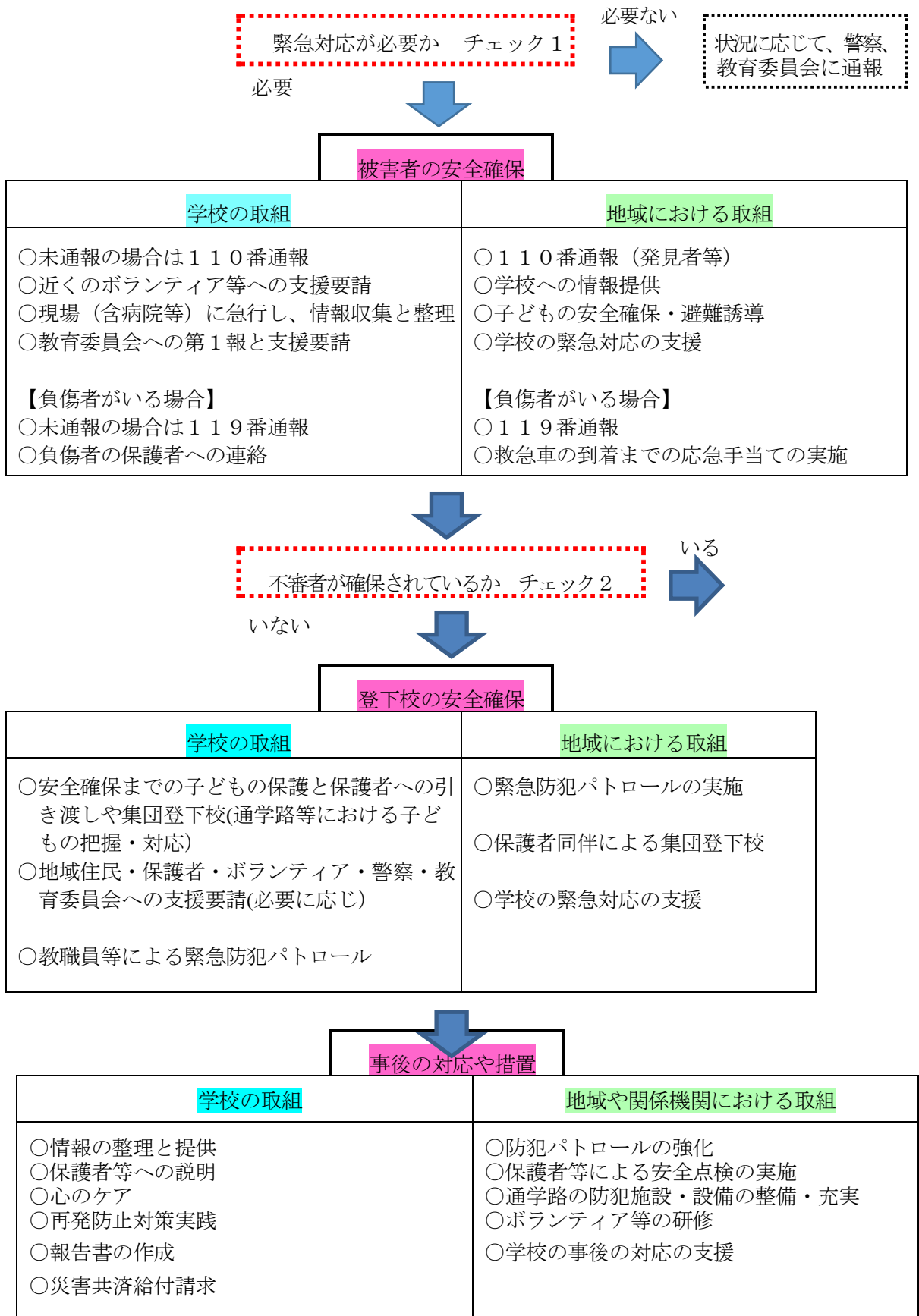
- 容態の観察と応援の依頼
- 応急手当と119番通報

### 対応5

- 事件・事故対策本部の設置・マスメディア対策
- 情報の整理と提供
- 保護者等への説明
- 児童への心のケア

## (2) 不審者情報・事件の学校への第1報

緊急事態発生時の対応



事後の対応等

### (3) 急病・事故による怪我（頭頸部外傷）等の発生時の対応

#### ①未然防止に向けた取組

- ・安全面を考慮し、発段階に応じた指導計画と適切な指導の実施。
- ・施設設備の定期的な点検。（校舎内・校舎外等担当を割り振り全教職員で点検にあたる。）
- ・安全指導の充実。

※怪我の防止に向けた日常的な指導を継続させることによって、自身の大切な命を守るための正しい行動をとることが周囲にいる人たちの安全を守ることもつながることを理解させる。

#### ②事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

##### 急病、事故による怪我の発見、通報

##### チェック1・緊急対応が必要か

必要

意識がない・痙攣・普段通りの呼吸をしていない・動けないほどの痛み・骨の変形・大量の出血・広範囲の熱傷・アレルギー急性症状・重度の熱中症・繰り返す嘔吐・ショック症状

必要ない

- ①発生した事態や状況の把握（発見者）
- ②応急手当（発見者、養護）
- ③管理職へ報告。（発見者、担任、教職員）
- ④事故現場の点検（副校長、生活指導主任）
- ⑤保護者・医療機関への連絡（担任、養護）
- ⑥教育委員会への連絡（校長）

#### 対応1・情報の収集と連絡

- ①負傷の部位、程度や周囲の状況（安全確認）等を把握と応急処置。（発見者、近くにいる教職員、養護）  
※心肺蘇生が必要な場合は現場で直ちに行う。AEDの準備の呼びかけ（大声で応援を要請する。）
- ②近くにいる児童または教職員等へ連絡、他の教職員への周知、応援を要請。（副校長、生活指導主任）  
※必要に応じて、警察等の現場検証に備えて、現場の保存を行う。
- ③状況を校長（副校長）へ報告。管理職不在の場合は、主幹教諭（生活指導主任）へ報告。
- ④直ちに志村消防署（5398-0119）、志村警察署（3966-0110）へ通報。
- ⑤負傷者の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡。（担任）
- ⑥教育委員会への第一報。（校長）

##### チェック2・現場の安全が確保されているか。

いない

#### 対応2・安全確保と連絡

- ①全教職員へ経緯と今後の対応について周知。（副校長、生活指導主任）  
※児童のプライバシーに配慮する。
- ②事故現場の安全確保。（現場の保存、付近への立入禁止等の措置。）（副校長）  
※周囲に他の児童がいる場合は、現場から離れるなど安全確保を指示する。
- ③周囲にいた児童から事故に至った経緯の情報収集。（発見者、教職員、生活指導主任）  
※児童の動揺を鎮めながら事情を可能な限り情報収集する。
- ④全校集会や学年集会等を実施。（校長、全担任、スクールカウンセラー）  
※事故の事実や学校としての対応や心のケアに努める。
- ⑤被害者へ連絡訪問等（校長、担任、スクールカウンセラー）  
※容体や状況、処置の状況、回復の見通しを把握し、心のケアに努める。

#### 対応3・安全対策の強化

- ★情報を整理し、今後の対応や対策を協議。（生活指導委員会）
- ★緊急保護者会を開催し、保護者へ説明（校長）  
※児童のプライバシーに配慮する。
- ★再発防止の為の指導を実施。（全教職員）
- ★事故報告書の作成と教育委員会への報告。（校長）
- ★災害共済給付請求（養護）

## (4) 熱中症対応

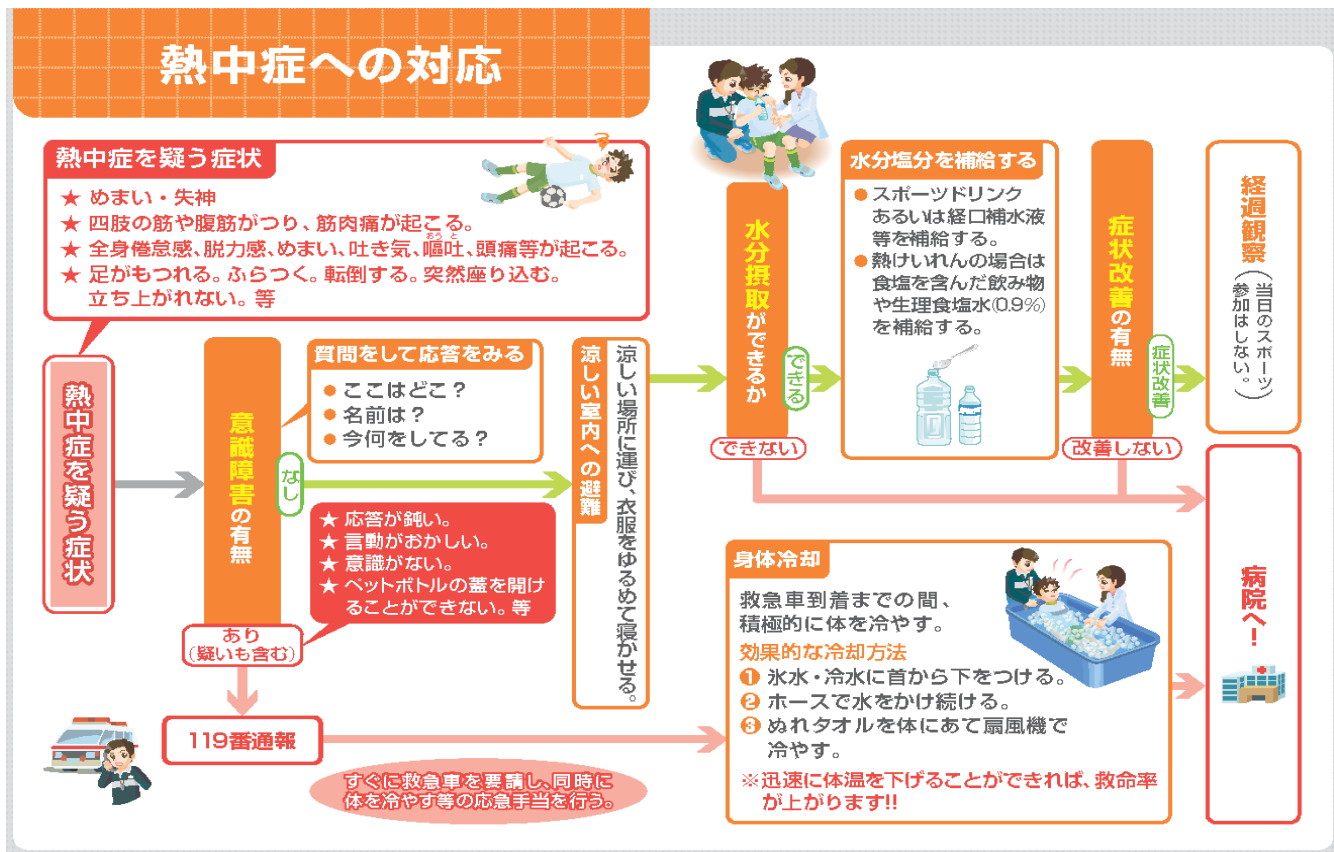
### ①未然防止に向けた取組

- ・気温及び WBGT の指数を、全教職員で確認する。
- ・注意～嚴重注意レベルの場合は、休み時間の始まりに看護当番または管理職、養護教諭が校内放送で熱中症予防について伝える。
- ・休み時間の間、看護当番は熱中症計で随時確認し、WBGT が限界値まであがるようであれば、直ちに校庭使用を禁止する等、校内放送にて注意喚起をする。
- ・熱中症予防として日常的に指導を行う。

(10分に1度は水分をとる、顔や手足を水でぬらす、帽子をかぶる、風通しがよいところや日陰のあるところ、室温の低い屋内で休憩をとる等)

### ②事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

事故発生時または疑いのある時には「スポーツ事故ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター発行)、(3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルをもとに対応を進める。



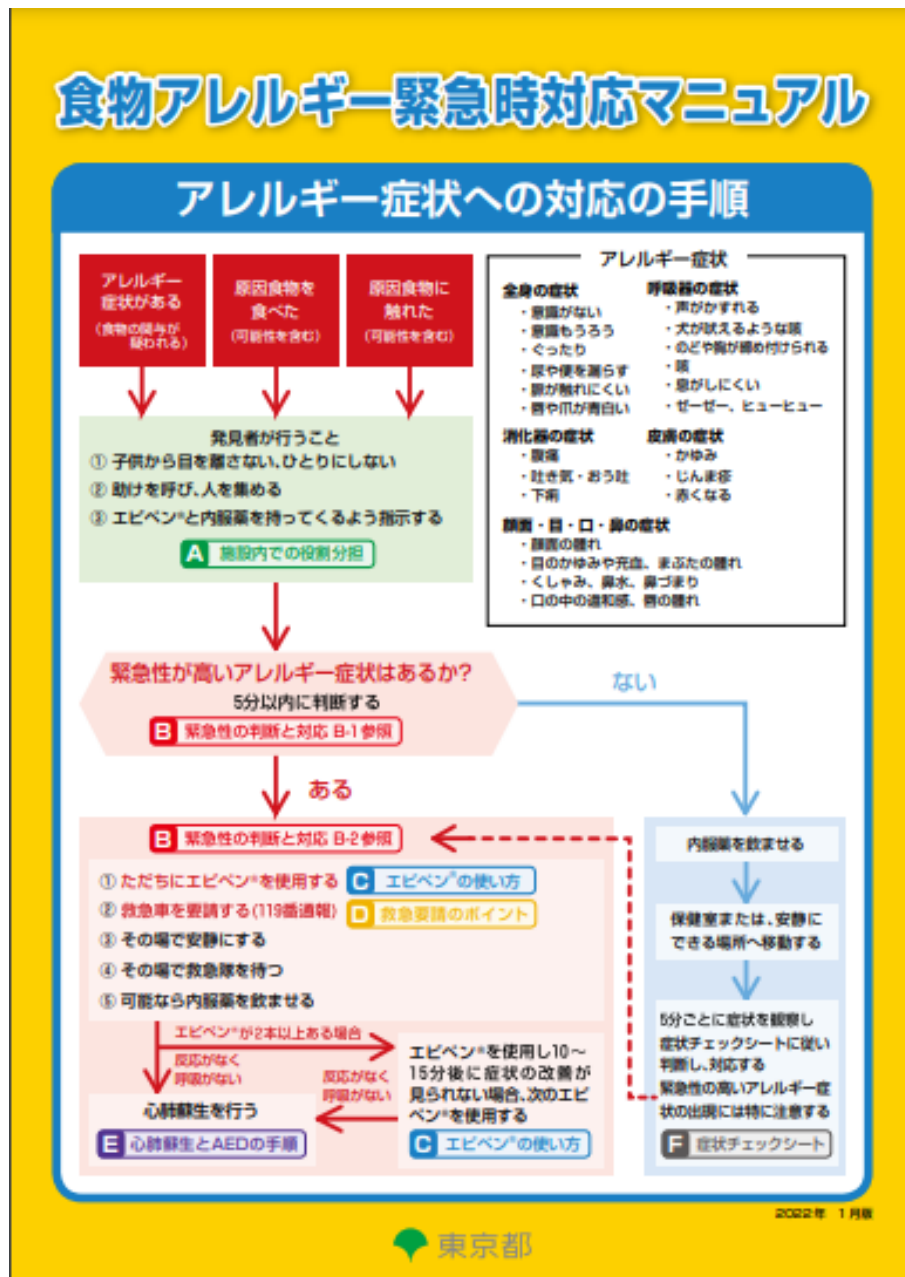
## (5) 食物アレルギーへの対応

### 未然防止に向けた取組

- ・ 学校生活指導管理表の作成
- ・ 学期ごとに食物アレルギーをもつ全児童を全教職員で確認し情報を共有
- ・ 安全性を最優先した献立の検討と作成
- ・ 給食時間中の具体的対応 校内給食部より「給食アレルギー対応について」を参照する。

### 事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

事故発生時または疑いのある時には「食物アレルギー緊急対応時マニュアル」（東京都福祉保健局発行）、急病・事故による怪我（頭頸部外傷）等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルをもとに対応を進める。



## (6) 感染症等の発生時の対応

日々欠席状況調査より

チェック1・集団感染の危険の有無

無し

- \*出席停止の手続き（出席届）
- \*新型インフルエンザ流行時は教育委員会への連絡（校長）
- \*PCR検査等実施後、陽性反応が出た場合は教育委員会に報告（副校長）

有り

### 対応1・情報の収集と連絡

- ★欠席状況の確認。病名・症状・クラス内での席位置など。（担任）
- ★出席児童の健康観察 症状の有無・検温・予防接種の有無など。（担任）
- ★状況を校長（副校長）へ報告。
- ★内科校医（3965-5070）へ連絡・相談。
- ★教育委員会（3579-2643）への第一報。

無し

チェック2・集団感染の拡大の有無

★感染拡大の防止

- \*嘔吐物等の処理（保健室に整備）
- ★換気・加湿等の環境整備（担任）
- ★児童への感染防止指導（担任）

有り

### 対応2・感染の拡大防止

◎臨時休業の場合

管理職

担任

養護教諭

★区への連絡報告

★出席児童の健康観察と

★管理職へ欠席状況

★地域保健センターとの対応

指導

他の情報提供

★保護者への通知（副校長）

手洗い、うがい

★校医との連絡

外出を控える

3965-5070

◎全教職員への経緯と今後の対応対策について周知

★欠席児童の保護者への連絡

### 資料・感染症の種類

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、ウイルス性肝炎、伝染性膿痂疹など

[\*指定感染症：新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日公布)]

## 2. 交通安全

### ①未然防止に向けた取組～日常指導～

#### ○交通ルールを守る。

・正しい自転車の乗り方やマナー・横断歩道を渡る際は信号や左右を確認してわたること

・急な飛び出しはしないこと・公道でキックボード・Jボード等は使用しないこと

※年に2回交通安全教室を実施し、交通ルールを遵守する意識を高める。

※通学路を定期的に点検し、事故が起こりそうな場所や危険個所がないかを保護者と一緒に確認する。

※交通安全の日常的な指導を継続させることによって、自身の大切な命を守るための正しい行動をとることが周囲にいる人たちの安全を守ることもつながることを理解させる。

### ②事故発生時・発生事後・再発防止に向けての取組

#### (1) 学校管理下における交通事故対応について

登下校や校外学習等での交通事故発生時には、(3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルに沿って対応にあたる。

#### (2) 学校管理下以外における交通事故対応

下校後での交通事故発生時には、学校危機管理マニュアル 原則として、(3)急病・事故による怪我(頭頸部外傷)等の発生時・発生事後・再発防止に向けての取組のマニュアルに沿って対応にあたる。ただし、現場ですすでに対応している人がいる場合は、その対応者がどのように対応してくれていたかを確認し、学校・保護者・警察(救急)と連携を図る。

※学校管理下以外での交通事故にあたる場合は、災害共済給付請求は行わない。

## 3. 災害対応

### I. 「東海地震に関連する情報」の概要

#### 「東海地震に関連する情報」について

- (1) 「東海地震に関連する情報」は、
- 「**観測情報**」東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発令。
  - 「**注意情報**」東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。
  - 「**予知情報**」東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表。
- の3つのレベルに分けられる。
- (2) 予知情報を受けて、内閣総理大臣は**強化地域**に、**警戒宣言**を発令する。
- (3) 東海地震発生時には、震度5弱・5強程度の揺れが予想されるため、板橋区は強化地域になっていないが、学校関係は**強化地域に準じて対策を講じること**としている。

### II. 東海地震「警戒宣言」発令時の対応

#### 「警戒宣言」発令時

- (1) 「東海地震警戒宣言」等の伝達
- ① 来校者、児童、教職員に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
  - ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。
- (2) 児童等に対する措置
- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。
  - ② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。  
なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。  
※留守家庭等の児童については、学校で保護する。
  - ③ 校外活動時
    - (ア) 宿泊を伴う校外活動時（榛名・日光移動教室等）の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。
    - (イ) 宿泊を伴わない校外活動時（遠足、社会科見学等）の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。  
帰校後の児童の措置は在校時と同様にする。  
ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。学校は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。

## 4. 巨大地震(震度5弱以上)が発生した場合の対応

### I. 巨大地震が発生した場合の初期対応

#### 1 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員、児童の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

#### 本部長 (校長)

#### 総括本部

- 校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。
- 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。
- 被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など児童、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。
- 非常持ち出し書類等を搬出
- 報道関係等の対応

#### 避難誘導・ 安否確認班

- クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。
- 安全確認した児童は、安全連絡カード等によりチェックする。
- 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。
- 救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する。

#### 消火・ 安全点検班

- 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。
- 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。

#### 救出・ 救急医療班

- 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。
- 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。
- 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。

## Ⅱ. 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】

◎原則として避難場所は、校内各教室。児童は、保護者へ引き渡す。

### 1 授業中

安全確保

#### 教職員

- 落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- ➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など
- 使用している火気の消火、出口の確保に努める。
- 〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。  
○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

#### 児童

- 慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
- 体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）
- 校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

#### 教職員

- 児童の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を校舎内(教室)に誘導し待機させる。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
- 落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- 児童の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所へ移動する。  
(三次避難場所・・・城北公園)

#### 児童

- 防災頭巾等で頭を守り、静かに教室内で待機する。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

火元確認  
・  
設備点検

#### 教職員

- 出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動  
・  
応急救護

**教職員、児童**

- 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたりとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。
- 消防機関、消防団などの協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童、教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集  
・伝達

**教職員**

- 区災害対策本部と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

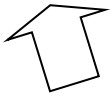
状況に応じた児童  
の引き渡し

**教職員**

- 保護者が引き取りに来るまで、教室で待機させ、児童の引き渡しを開始する。

**児童**

- 保護者と帰宅中も、周りの建物等の状況に注意して行動する。



**特別支援学級（五組）の場合**

**教職員**

- 帰宅させないで学校において直接保護者に引き渡す。
- 保護者と連絡が取れない場合等、引き渡し困難な児童については学校で保護する。  
また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに児童を学校で保護する。

## 2 放課後・登下校時

安  
全  
確  
保

### 教職員

○校内にいる児童に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

#### ➡ <大きな揺れが収まったら>

○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

### 児童

#### <学校内にいるとき>

○窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）

○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

#### <通学路上>

○看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。

○登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。

○バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。

○地震発生時に危険な場所には近づかない。



●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。

●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。

○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

## 〈学校内にいるとき〉

### 教職員

避難誘導

- 児童の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
- 落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- 児童の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所へ移動する。

### 児童

- 防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

火元確認  
・設備点検

### 教職員

- 出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動  
・  
応急救護

### 教職員、児童

- 養護教諭中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 消防機関、消防団など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童、教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集  
・伝達

### 教職員

- 区災害対策本部と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。
- 特に、児童の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

状況に応じた引き渡し

**教職員**

○保護者が引き取りに来るまで体育館に待機させ、児童の引渡しを開始する。

**児童**

○保護者と帰宅中も、周りの建物等の状況に注意して行動する。

### 3 校外学習・遠足・移動教室等の時

安  
全  
確  
保  
・  
避  
難  
誘  
導

**教職員**

○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。

○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。

○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。

○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童の状況を確認する。

○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。

○負傷者の有無を確認する。

○児童の不安の緩和に努める。

○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

**児童**

○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動  
・  
応急救護

**教職員、児童**

○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。

○建物の倒壊等により児童・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。

情報収集  
・伝達

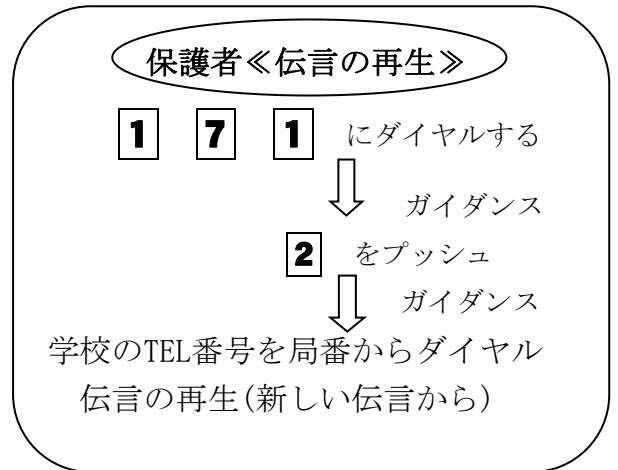
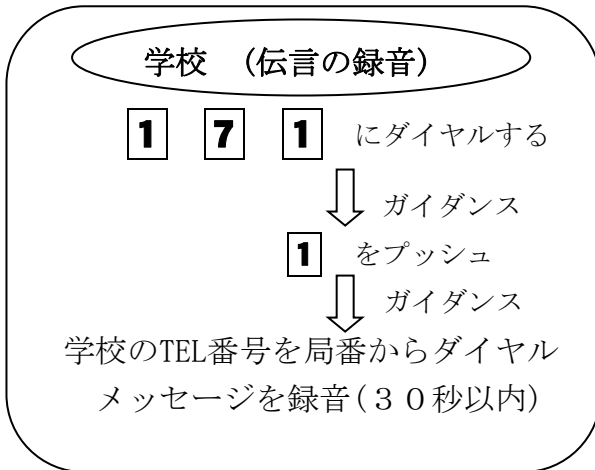
### 教職員

- 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
- 状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
- 学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
- 状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。
- 保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。

## 4 児童の引き渡し

### 児童の保護者への引き渡し

- ①震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童の引き渡しを円滑に行うため、引き取りカードをあらかじめ作成する。
- ②非常時における児童の引き渡しに関して、保護者への情報伝達として学校ホームページ、または災害用伝言ダイヤル（**171**）を活用する。



- ③引き渡しに当たっては、確認名簿に、引き取り者名を記入させ、保護者からの問い合わせにも対応できるようにする。

### 帰宅困難な児童の保護体制（五組児童も同様）

- ①児童が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が付き合い、児童に安心感を与える。
- ②通信手段（電話、形態電話）が回復すれば、勤務先、緊急連絡先に電話する。

## 5 震度4以下への対応

- (1) 震度4以下の地震が発生したときも、統括本部で検討し、状況により震度5弱以上と同様の対応をとることもある。その場合は、保護者への引き渡しだけでなく、地域別に教員が引率しての集団下校も考慮する。

## 4. 風水害への対応 (台風接近、新河岸川・荒川の氾濫を想定)

※原則として、区のタイムラインに従って行動する。

### 1 台風接近時の対応

(1) 大雨・暴風・暴風雪・大雪についての特別警報・警報が出た場合

- ①午前6時までに発令があった場合は、臨時休業とする。「すぐーる」にて臨時休業の連絡を流す。
- ②在校時間内に発令があった場合は、学校で待機する。
- ③翌日に風雨及び雪が強まることが予想される場合は、下校時までに保護者向けプリントを作成し、配布する。

(2) 翌日の登校時間帯に風雨及び雪の強まりが予想される場合

- ①定刻通りの登校、遅れての登校にするかは、保護者の判断とする。
- ②遅れての登校の場合は、必ず保護者が学校まで送り届ける。
- ③遅れての登校の場合は、必ず地区班の世話人に連絡する。
- ④遅れての登校の場合でも、遅刻にはならない。

(3) 翌日の下校時に風雨及び雪の強まりが予想される場合

- ①下校時刻を遅らせたり、早めたりの対応をとる。
- ②早く下校するときには、保護者不在とならないように要請する。
- ③集団下校を行う場合もある。
- ④引き取り下校をする場合もある。

(4) 当日、下校時間帯に急速に風雨が強まった場合

- ①副校長は「保護者への引き渡し下校実施」を「板橋区学校等緊急連絡メール」で流す。
- ②保護者等の引き渡しを原則とする。
- ③引き取りのない児童は、保護者等の引き取りまで校舎内で留め置く。
- ④外部等の電話対応は、栄養士、事務が担当する。

## **2 水防警報について**

- (1) はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるときは、洪水注意報が発せられる。
- (2) はん濫注意水位（警戒水位）を既に超えて災害が起こるおそれがあるとき、洪水警報が発せられる。

## **3 水防警報（洪水注意報、洪水警報）の発令時の対応**

- (1) 警報等の伝達
  - ①来校者、児童、教職員に対して、「注意報」「警報」等の内容を非常放送、校内放送により伝達する。
  - ②冷静な行動、とるべき措置について周知する。
- (2) 児童等に対する措置
  - ①在校中は、原則として授業をうちきり、校舎3階の教室・廊下等に避難する。
  - ②緊急連絡網を使用し、児童の引き取りを保護者に連絡する。
  - ③引き取りの方法については、巨大地震発生時の対応と同様に行う。
  - ④留守家庭等の児童については、学校で保護する。
- (3) 水位が校舎3階以上に達するときの措置
  - ①西台の高台にある志村第五小学校の体育館に第二次避難をする。
  - ②避難した場所について、緊急連絡網等を使い、保護者に連絡する。
- (4) 避難時の注意事項
  - ①校舎1階が、水に浸かることを想定し、防災無線機を携行する。
  - ②固定電話が使用できなくなるため、携帯電話を活用し、保護者連絡等にあたる。
  - ③タブレット端末も使用し、外部との連絡にあたる。

## 4. 火災発生時の対応

### 1 校舎内で火災が発生した場合

#### (1) 教職員について

- ①火災を発見した教職員は、現場近くにいる児童を校庭に退避させる。
- ②火災を発見した教職員と現場近くにいる教職員は、初期消火に当たる。
- ③火災を発見した教職員は、内線電話で管理職に状況を報告する。
- ④報告を受けた校長または副校長は、消防署に通報し、区教育委員会に連絡する。
- ⑤報告を受けた校長または副校長は、緊急モードで全校放送をし、避難の指示を出す。
- ⑥緊急放送を受けて、担任および専科教員は、児童に防災頭巾等を着用させて、校庭に避難誘導する。  
※早朝練習・休み時間・清掃時間・放課後に発生した場合は、教職員が近くにいる児童を呼び寄せて、校庭に避難誘導する。
- ⑦各階の担当者は、その階を巡回し、未退避児童を誘導する。
  - 1階・・・用務主事
  - 2階・・・家庭科教員または、家庭科の授業を行っているクラスの担任
  - 3階・・・音楽科教員・図工科教員または、音楽科・図工科の授業を行っているクラスの担任
- ⑧緊急放送を受けて、副校長は、校庭に本部を設置（旗）し、人員の確認報告を受ける。

#### (2) 児童について

- ①緊急放送が始まったら、全ての行動を止めて放送を聞く。
- ②教職員の指示に従い、防災頭巾等を着用し、校庭へ避難する。

### 2 近隣家屋で火災が発生した場合

#### (1) 教職員について

- ①校長の判断のもと、副校長は、避難指示の放送を入れる。
- ②緊急放送を受けて、担任および専科教員は、児童に防災頭巾等を着用させて、□□に避難誘導する。  
※早朝練習・休み時間・清掃時間・放課後に発生した場合は、教職員が近くにいる児童を呼び寄せて、校庭に避難誘導する。
- ③各階の担当者は、その階を巡回し、未退避児童を誘導する。
  - 1階・・・用務主事
  - 2階・・・外国語科教員または、外国語の授業を行っているクラスの担任
  - 3階・・・音楽科教員・図工科教員または、音楽科・図工科の授業を行っている

#### クラスの担任

- ④緊急放送を受けて、副校長は、校庭に本部を設置（旗）し、人員の確認報告を受ける。

#### (2) 児童について

- ①緊急放送が始まったら、全ての行動を止めて放送を聞く。
- ②教職員の指示に従い、防災頭巾等を着用し、校庭へ避難する。

### **3 児童引き渡しを行う場合**

#### (1) 引き渡しのための準備

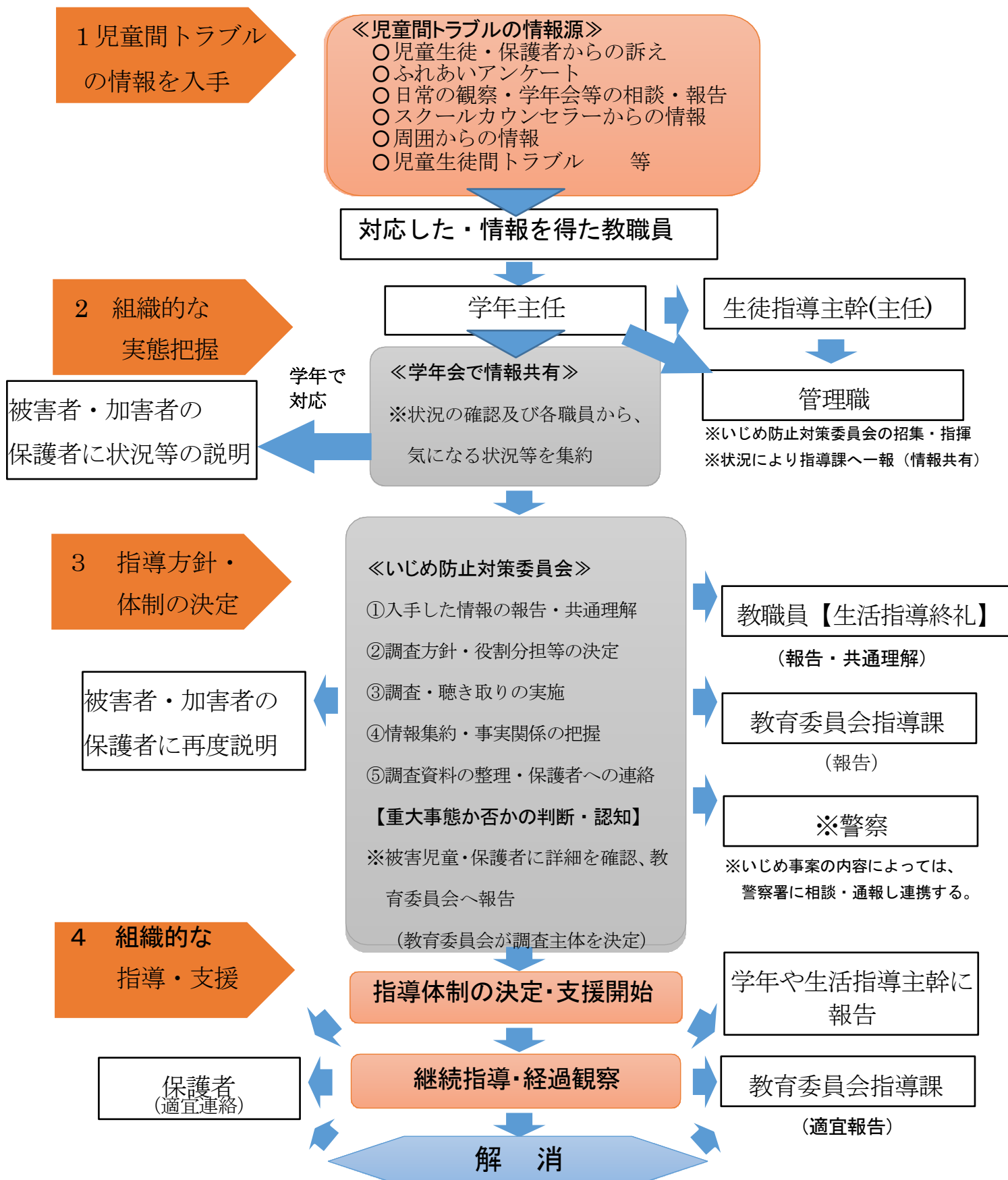
- ①「児童引き渡し実施」について、副校長は、「スママチ (SumaMachi education)」で、ホームページ担当は、学校ホームページで保護者に連絡する。
- ②担任は、児童に防災頭巾を着用させる。
- ③担任は、出席簿と引き渡し名簿を用意する。
- ④事務主事・用務主事は、残留児童等を見越して、防災倉庫から必要関連物資を職員室に準備する。

#### (2) 児童引き渡しの実施

- ①担任は、教室で引き渡し名簿と照合して、保護者等に直接引き渡す。（下の学年の児童から）
- ②担任は、以後の予定等を示してあるプリントを保護者等に直接配布する。

#### (3) 残留児童の取り扱い

- ①緊急放送後、1時間を過ぎて残留する児童は1階の職員室に近い教室に移動させる。
- ②保護者等が迎えに来るまで、残留児童を預か



※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3か月以上継続していること。

②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

